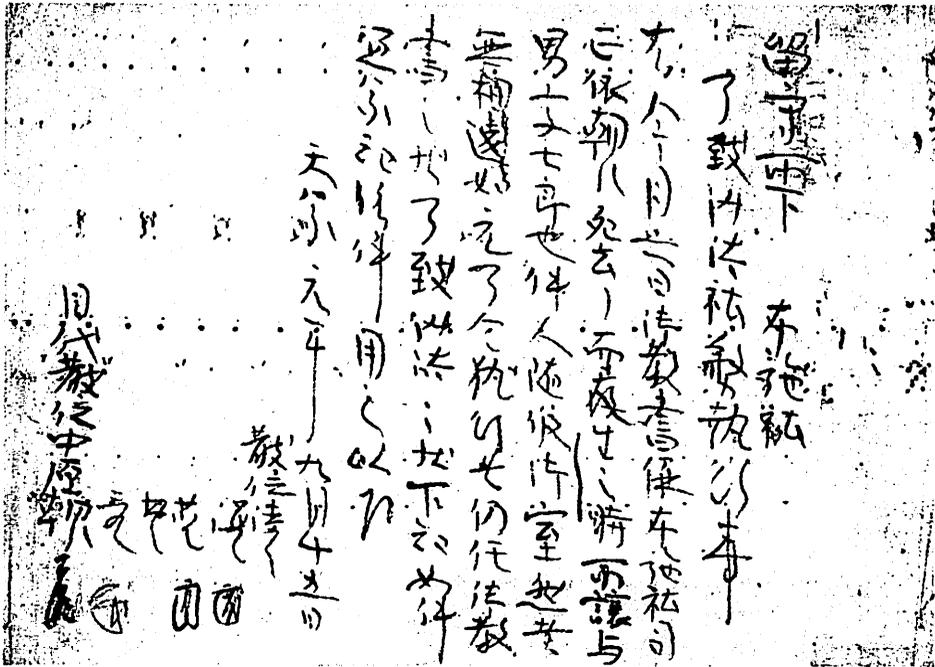


大 博物館だより

No. 16
1996.10

津山郷土博物館



美作国留守所下文（複製） 本館蔵 現物仁和寺蔵

天承元年(1131)9月15日美作国留守所が布施社に発行した下文である。布施社司の正依死去にともない、その養子七郎に社司を相続させることを命じた同月6日の仁和寺宮御教書にもとづき、美作国留守所がこれを保証したものである。奥下に「散位漆一」「海一」「藤一」「物一」「三乃一」5名の在庁官人と「目代散位中原朝臣」の署判がある。ただし、「漆一」「物一」両名は当時国衙に不在のため花押を加えることができなかったと思われる。美作国布施社は仁和寺の荘園であるが、同社が国司の奉弊を受ける官社であったため、その社司の任命には、とくに国衙の承認を必要としたのであろう。この文書の充所は布施社となっているが、実際は新社司七郎に下されたと思われる。それが今仁和寺に伝来していることから

みて、この正依・七郎の系統は地元美作の人間ではなく、荘園領主側の仁和寺関係者と推定される。

布施社については、苫田郡富村布施神社説と真庭郡八束村福田神社説の二説がある。これに関しては、古代から中世にかけて大庭郡布勢郷や布施荘があって、問題はなはだ複雑である。すなわち、富村説は現に布施神社が鎮座していることから無視しがたいが、富村は古代の苫西郡にあって大庭郡に含まれないことと矛盾する。一方、八束村説は布勢郷・布施荘が明らかに大庭郡にあって有利だが、布施を称する神社が存在しない。そこで、布施神社と布勢郷・布施荘を分離し、前者を富村、後者を八束村に比定して史料上の矛盾を解決しようとする見解もあるが、未だ最終決着には至っていない。

くめのおうりょうしうるまのときくに 久米押領使漆間時国について

1

浄土宗の開祖法然は長承2年(1133)美作国久米郡稲岡荘(現久米郡久米南町里方)に生まれた。国宝『法然上人行状絵図』(地恩院蔵)巻一に「抑、上人(法然)は、美作国久米の南条稲岡庄の人なり。父は久米の押領使、漆の時国、母は秦氏なり。」とある。この法然の父漆間時国(法然伝記史料に漆・漆間の二通りの表記があるが、本稿では漆間に統一)の帯びる久米押領使について、通説では、これを久米郡の押領使とみなし、郡内の治安維持を掌どる警察権力と解するのである。しかし、このような理解は、近年の国衙軍制研究の成果としての押領使論とはかみあわないし、また、別の法然伝記史料に「美作国庁官漆間時国」とあることと整合しないのである。

本稿は、漆間時国の役職を再検討し、平安時代末期の美作の代表的な武士の存在形態を考察するとともに、ひいてはそのような環境の中で少年期を過ごした法然の思想形成を考える一素材の解明をめざすものである。

2

まず、近年の国衙軍制=押領使論の成果を紹介しよう。すなわち、下向井龍彦は押領使を次の5類型に分類した(「押領使・追捕使の諸類型」『ヒストリア』94号、1982年)。

- (1) 軍行押領使=一国単位で徴兵された兵士集団を遠距離の結集地まで統率する国司の称。8・9世紀の国司行政の一機関。
- (2) 諸陣押領使=追討使麾下の各部隊の軍事指揮官。9~12世紀の臨時的軍事指揮官。
- (3) 運上物押領使=官米などの官物運京の指揮官で「綱領」の通称。10世紀以降の治安悪化の中で武士が任命された。
- (4) 諸国押領使=凶党追捕のための国衙の軍事指揮官で、国単位に10世紀中葉以降常設化されたもの。
- (5) 荘押領使=荘内住人に対する検断権行使のために荘園領主によって設置されたもので、11世紀後半以降全国的に一般化した。

以上のような押領使の諸類型の中で、通説は漆間時国の帯びる「久米押領使」を(4)系統の諸国押領

使と解釈する。下向井の研究によれば、この諸国押領使とは、中央政府から国内暴徒鎮圧の命を受けた国司の指示のもとで、国内の諸武士を動員・指揮する国衙の軍事指揮官で、その主な権限は「凶党」追捕権・軍勢催促権・勲功賞推挙権の三つである。かかる国衙軍制の指揮官としての押領使は、律令制のもとで国司の有していた「臨時発兵」権が独立したものであるため、国司が兼務するか、あるいは国内の武士の中から国司の推挙を経て中央政府によって任命される必要があった(下向井「王朝国家国衙軍制の構造と展開」『史学研究』151号、1981年)。

このような押領使の性格は、漆間時国の帯びる久米押領使とはかなり異質ではなかろうか。なぜなら、諸国押領使は一国単位に設置された国衙の軍事指揮官であり、その権限は郡内に限定されるべきものではない。『朝野群載』所引天曆6年(943)11月9日付け太政官符に「美作伯耆等国、申請官符、押領使動行警固事。」(『新訂増補国史大系』第29巻上)とあり、美作一国の軍事指揮官たる押領使が実際に設置されたことが確認されるのである。また、郡押領使の実例は諸史料にみえない。ただし、『三代実録』貞観3年(861)11月16日条に「武蔵国、毎郡置検非違使一人。以凶猾成党群盜滿暴山也」とあり、東国で郡検非違使が設置されたことから、郡単位の押領使の存在を類推する向きがあるかも知れない。だが、これは国衙軍制成立の起因となった承平・天慶の乱以前の記事であり、しかも純然たる警察権力たる検非違使と国内諸武士の軍事指揮官たる押領使とは性格が異なるのである。このように、漆間時国の帯びる久米押領使を単純に久米郡押領使と読み替えることはできないことが明らかになったと思われる。

3

それでは、久米押領使とは何か。筆者は先の下向井の分類のうち、(5)の荘押領使が最も適合的と考える。法然伝記によれば、漆間時国は法然9歳の保延7年(1141)稲岡荘預所明石源内武者定明の夜襲を受け、その時の負傷がもとでまもなく死亡した。伝記類には、その紛争の原因について「時国当庄の庄官たりながら、預所をかるめて対面せざる遺恨なり」(『法然聖人絵』)、「時国下掌ノ身トシテ定明ヲ軽スルニ依って遂ニ対面セサリキ」(『黒谷源空上人伝』)、「当庄(稲岡)の預所明石の源内武者定明を侮りて、執務に従わず、面謁せざりければ」(『法

然上人行状絵図』)などと、定明と時国の関係を稲岡荘での上下関係と描いている。両者の紛争の原因は、直接的には私的な感情のもつれとされているが、その背景として、在地の国衙勢力としての押領使と中央の荘園領主勢力としての預所との階級的な対立をみる見解が有力である(田村円澄『法然』(人物叢書)1959年)。だが、伊藤唯真の指摘するように、押領使と預所とはもともと統属関係を異にする全く別個の職種であるから、時国と定明との間に抜き差ししないような対立が生まれるきっかけは生じにくい。むしろ、伝記のいうように、時国を稲岡荘での定明の下僚と解すべきである(『岡山県史』第4巻、中世、1989年、514頁)。この場合、伊藤のいう押領使は諸国押領使の意味であるが、伊藤の論理を一步すすめて、久米押領使を国衙系のそれではなく、荘園系のそれと理解すべきではなかろうか。しかれば、伝記の記す時国と定明との確執もごく自然に理解することが可能と思うのである。この場合の「久米」は行政区画としての久米郡の意ではなく、稲岡荘を含む久米郡地方を指す漠然たる地名とみなされよう。

4

一方、「源空聖人私日記」など別の伝記史料には、漆間時国は「美作国庁官」と記される。この「庁官」とは在庁官人の略と解される。11世紀頃からの国司制の変質にともない、国司官長たる受領は任地に赴任せず、任期中数回程度任地を巡回するのみとなる。そして、任国へは自らの代官たる目代を派遣し、在地土豪から構成される在庁官人と強調しつつ国政を運営することとなる。このような国司不在の国衙を留守所と呼び、目代のもとで国政の実務を掌る在地官人を在庁官人という。しかれば、漆間時国は美作留守所の在庁官人ということになる。

そこで、注目すべきは天承元年(1131)9月15日美作留守所下文(仁和寺文書・本誌表紙参照)である。同文書には奥下に「散位漆一」「海一(花押)」「藤一(花押)」「物一」「三乃一(花押)」「目代散位中原朝臣(花押)」の6名の署判がみえる。このうち「漆」から「三乃」までが在庁官人であり、末尾の「目代散位中原朝臣」が国司代官として留守所を指揮する中央派遣官である。その在庁官人のうちの「漆一」は「散位」とあるから位階を有していること、署名の位置からみて在庁官人の最下位の人物であること、

花押を加えていないので、天承元年9月15日の時点では美作国衙に在動していなかったと考えられる。

ところで、永長2年(1097)3月28日付け丹波国留守所下文の日付次行の署判者は「惣判官代清原真人」(『平安遺文』第4巻)、また長寛3年(1165)正月20日付け伊予国留守所下文の同位置の署判者は「惣判官代源朝臣」である(同第7巻)。このような他の類例からみて、美作国留守所下文の日付次行に署名する「散位漆一」も判官代級の人物と思われる。判官代とは国司第三等官たる掾(判官)の代官の意で、有力な在庁官人の一種である。

以上の検討をふまえれば、「散位漆一」なる人物は漆間時国その人を指すとみてよいだろう。先の伝記史料によれば、漆間時国は美作国衙の在庁官人であり、しかも天承元年は法然出生のわずか2年前であり、年代的にも合致するからである。これまでは久米押領使を国衙系の軍政官と解していたので、文官系の本文書の漆間氏とは別人とみなされていたが、本稿のごとく久米押領使を荘園系の役職と解釈すれば、伝記史料にみえる庁官はこれとは全く別個の官職ということになる。その意味で「散位漆一」は時国として何ら矛盾しないのである。

5

以上のように、法然諸伝記中、漆間時国の役職については、久米押領使とする史料と美作国庁官とする史料の二系統とがある。前者には「本朝祖師伝絵詞」「黒谷源空上人伝」「法然上人伝絵詞」「法然上人行状絵図」などがあり、後者には「源空聖人私日記」「法然上人秘伝」「法然上人伝記」「法然上人伝」などがある。

このうち、「庁官」系の「私日記」は法然没後ほどなく成立した法然諸伝記の最古のものである。従って、漆間時国を「美作国庁官」とする史料はより信頼性が高い。これに対し、「押領使」系の史料は嘉禎3年(1237)成立の「祖師伝絵詞」以下14世紀初頭の成立とみられる「行状絵図」に至る諸本で、「私日記」より成立が遅れる。しかし、「美作国庁官」から「久米押領使」への変化は史料系統上考えられないので、「押領使」も独自の史料的根拠をもつとみなければならない。

以上によれば、法然の父漆間時国は、美作南部の有力武士であり、稲岡荘の押領使にして美作国衙の在庁官人である。 (湊 哲夫)

博物館からのお知らせ

◆平成8年度秋季特別展 美作の刀剣

平成8年10月12日(土)～11月10日(日)

兼景・兼先・多田金利・細川正義など、近世津山藩を中心とする美作の刀工を系統的に紹介し、その意義を再評価しようとするものです。

講演と映画会

日時/平成8年10月13日(日) 13:30～16:30

演題/刀剣から学べるもの

講師/臼井洋輔 岡山県教育委員会文化課長代理

映画上映/「匠(たくみ)」(林原グループ企画・制作)

会場/津山市総合福祉会館

入場/無料

◆第13回企画展 衆楽園

平成9年3月8日(土)～4月20日(日)

今、市民の憩いの場として親しまれている衆楽園ですが、近世大名庭園としての歴史や、明治初期の混乱期の様子は意外と知られていません。今回の展示では、森藩時代の築庭から松平藩時代末期の西御殿の建設と廃棄、明治期の荒廃や臨時施設としての利用など、その歩みを紹介します。

◆夏休み子供歴史教室

平成8年7月25日(木)・26日(金)、8月20日(火)

当館で毎年開催している夏休み子供歴史教室に、今年も27人の小学校5・6年生が参加、弥生時代の生活に思いをはせながら、土器作りと野焼きに挑戦しました。

まず、夏休み前半の7月25・26日に、実物の弥生土器を参考にして、各自思い思いの土器を作りました。そして、8月20日、照りつける太陽の下で玉の汗を流しながら薪を燃やし、2時間程で見事に土器を焼きあげました。

またこの日には、土器が焼ける間を利用して、昔

の火起こしにも挑みました。火起こしの道具は模式的なもので、必ずしも実物とは一致しないのですが、木と棒と板の摩擦で煙りが上がり出すと大きな歓声がわき起こりました。

◆第31回美作の文化財めぐり

平成8年9月22日(日) 久米南町方面 参加者45人

台風の影響で心配された天候ですが、曇り空でまずまずの見学びよりにめぐられました。朝9時10分に小原駅に集合した一行は、江戸時代の津山と岡山を結ぶ備前往来のルートを歩きました。西幸神社・里方里程標・誕生寺・日流上人供養塔を経て厨神社で昼食とし、午後は弓削陣屋跡・弓削廃寺・河原善右衛門碑などあわせて10km程の行程を歩き、2時頃無事弓削駅で解散しました。4人の小学生も最後まで頑張り、有意義な見学会をおこなうことができました。

◆博物館の新刊予定の御案内

『津山松平藩町奉行日記』五

(津山郷土博物館紀要 第9号)

当館では『津山松平藩町奉行日記』の出版を平成4年から継続的にすすめています。今回翻刻するのは、明和6年(1769)から8年(1771)にかけての記事です。この時期は、若き藩主康致(後の康哉)の新政の直前で、町奉行も永井甚大夫から大沢三平へ、ついで勘定奉行の兼務、郡代の仮役とめまぐるしく交替しています。このような頻繁な奉行交替の事実だけを見ても、財政窮乏の中で試行錯誤していた津山藩の内情が窺えます。

『町奉行日記』は藩の立場を通してではありませんが、当時の城下町の様子や藩の町方支配のあり方を知るうえで貴重な資料です。全巻完結まであと30年ほどかかりそうですが、当館の「目玉」事業として最後までやりぬきたいと思えます。

(来年3月刊行予定)

<博物館入館案内>

- ・開館時間 午前9:00～午後5:00
- ・休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- ・入館料 小・中学生 100円(80円)
高校・大学生 150円(120円)
一般 200円(160円)
※()は30人以上の団体

大 博物館だより No. 16

発行年月日 平成8年10月1日
編集・発行 津山郷土博物館
〒708 岡山県津山市山下92
TEL(0868)22-4567 FAX(0868)23-9874
印刷(有)二葉

大 は、旧津山松平藩の捺印で剣大といい、現在津山市の市章である。